

岩手県農業農村整備事業関係 I C T 活用工事試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県農業農村整備事業関係の県営建設工事において、I C T 活用工事の試行に当たり、情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）（以下「農水省ガイドライン」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 I C T 活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいて、I C T 施工技術を活用する工事（次の(1)～(5)を実施する工事）をいう。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) I C T 建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

2 I C T 活用工事は、次に掲げるいずれかの方式によるものとする。

- (1) 発注者指定型とは、I C T 活用工事の実施を設計図書において義務付ける方式である。
- (2) 受注者希望型とは、I C T 活用工事の実施を受注者が選択できる方式であり、施工計画書の提出前に、I C T 活用の実施希望・施工範囲等を発注者と協議するものとする。

(対象とする工事の選定)

第3 I C T 活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とし、現場条件等の施工性や、地元の合意状況等を勘案し、発注者が選定するものとする。

なお、選定に当たっては、事前に農村建設課事業担当に相談するものとする。

適用工種及び I C T 施工技術を活用する工事の施工規模

	3次元起工測量	3次元設計データ作成	I C T 建設機械による施工	3次元出来形管理等の施工管理	3次元データの納品
土工	○	○	○ 1件の工事における扱い土量の合計（※2）が1,000m ³ 以上	○ 1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上	○
ほ場整備工	○	○	○ 1件の工事における施工面積が1.0ha以上	○ 1件の工事における施工面積が1.0ha以上	○
舗装工	○	○	○ 1件の工事における施工面積が3,000m ² 以上	○ 1件の工事における施工面積が3,000m ² 以上	○

水路工	—	○	—	○ 施工延長が 100m 以上	○
暗渠排水工	○	○	○ 施工延長の合計 が 1.1km 以上	○ 施工延長の合計 が 1.1km 以上	○
ため池改修 工	○	○	—	○ 堤高 15m未満の 堤体	○
地盤改良工	○ ※ 1	○	○ 制限なし	○ 制限なし	○
法面保護工	○ ※ 1	○	—	○ 制限なし	○
付帯構造物 工	—	○	—	○ 他工種の施工規模 と同様（単独では なく他工種の関連 施工工種として実 施すること）	○
小規模土工	○ 床掘等の作業土 工のみを実施す る場合は従来手 法による起工測 量を原則とする が、3次元測量 データを取得す るために、3次 元起工測量を実 施してもよいも のとする。	○	○ (※ 3) (掘削) 1 か所当たり施 工土量 (※ 2) が 1,000m ³ 未満	○ (※ 3) (掘削) 1 か所当たり施 工土量 (※ 2) が 1,000m ³ 未満	○
			(床掘) 平均施工幅 1 m 以上 2 m未満	—	
			—	(盛土) 1 か所当たり施 工土量 (※ 2) が 1,000m ³ 未満	
			(法面整形) 1 か所当たり施 工土量 (※ 2) が 1,000m ³ 未満	—	
			—	(栗石基礎、碎石 基礎、砂基礎、均 しコンクリート、 管体基礎 (砂基礎 等)) 1 か所当たり施 工土量 (※ 2) が 1,000m ³ 未満	
			(掘削 (小規模)) 1 か所当たり施 工土量 (※ 2) が 100m ³ 以下	(掘削 (小規模)) 1 か所当たり施 工土量 (※ 2) が 100m ³ 以下	
			(床掘 (小規模)) 平均施工幅 1 m 未満	—	

- ※1 関連施工で作成した起工測量データ及び施工用データを活用できる。
- ※2 土工における「1件の工事における扱い土量の合計」とは、該当する施工箇所におけるICT建機による施工分と通常建機による施工分を合計した扱い土量をその箇所の扱い土量とし、これを合計したものである。また、小規模土工における、「1か所当たり施工土量」の「1か所当たり」とは目的物（構造物・掘削等）1か所当たりのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1か所とする。また、施工規模の判断は公告時点とし、契約変更時点で数量変更が生じた場合、受発注者間で協議することとする。
- ※3 小規模土工の施工規模は一工事の中の施工箇所ごとに判断するものとする。

- 2 ICT活用工事の対象とする適用範囲は、岩手県農林水産部制定の農業土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）及び岩手県県土整備部制定の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）による出来形管理で定める工種のうち、農水省ガイドライン出来形管理編によるものとするが、詳細な実施内容については、受注後に発注者・受注者間で協議を行い決定するものとする。

なお、災害復旧工事、その他特別な事情等がある工事については対象としない。

- 3 発注者は、対象とする工事を選定した場合及び選定した工事が完了した場合は、農村計画課技術指導担当に報告するものとする。

（実施手続）

- 第4 発注者は、入札公告の際、特記仕様書にICT活用工事の対象であることを明示するものとする。なお、特記仕様書の記載例は別添のとおりとする。

- 2 受注者希望型においては、施工計画書の提出前にICT活用の実施希望・施工範囲等を発注者と協議するものとする。

なお、ICT活用を希望しない場合は、その旨を発注者に報告するものとする。

- 3 ICT活用工事の対象として発注していない工事において、受注者からICT活用希望があり発注者が認めた場合、ICT活用工事として設定できるものとし、受注者希望型と同様の取り扱いとする。なお、発注者が認めない場合において、自主的に活用することは妨げないものとするが、ICT活用にかかる費用の計上及びICT活用工事実施証明書の発行は対象外とする。

（総合評価落札方式（簡易1型）における取扱い）

- 第5 総合評価落札方式（簡易1型）において、技術提案評価項目C（品質等を高めるための技術提案）の技術提案を求める際は、ICT活用に係る提案は評価対象外とするものとし、入札公告に添付する総合評価点算定基準等には、別紙のとおりその旨を明示するものとする。

（工事成績評定における評価）

- 第6 ICT活用工事を実施した場合、創意工夫において評価するものとし、評価方法は、請負工事施工成績評定要領によるものとする。

- 2 発注者指定型において、明らかに受注者側の取り組む姿勢が見られなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、実施されなかった内容に応じて以下のとおり減点評価を行うものとする。

- (1) 本試行要領の第2(1)から(5)に示す施工プロセスにおいて、全ての段階でICTを活用しなかった場合は、2点減点とする。
- (2) 本試行要領の第2(1)から(5)に示す施工プロセスにおいて、いずれかの段階でICTを活用しなかった場合は、1点減点とする。

(監督・検査・実施証明)

第7 発注者は、ICT活用工事を実施するにあたり、農水省ガイドライン等に基づき、監督・検査を実施するものとする。

なお、要領、基準類の改訂及び新たな基準類が定められた場合は、発注者と受注者が協議の上、最新の基準類に基づき実施するものとする。

- 2 監督職員及び検査職員は、原則として、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。
- 3 発注者は、ICTの全面的または部分的な活用を確認した場合、工事完成後にICT活用工事実施証明書を主任技術者（又は監理技術者）に発行するものとする。

(設計データの3次元化)

第8 現行基準による2次元の設計ストックを用いて発注する場合、発注者は契約後に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するものとし、これに係る経費は、第9によるものとする。

(工事費の積算)

第9 発注者は、発注方式に応じて積算を行い、発注するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者は、発注に際して農水省ガイドラインにおける工種別の規定に基づく積算を実施するものとする。情報化施工技術活用の対象項目及び対象範囲の追加、変更について受注者から発注者に提案、協議を行い協議が整った場合には、設計変更の対象とし、農水省ガイドラインにおける工種別の規定に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

(2) 受注者希望型

発注者は、発注に際して土地改良工事積算基準（従来基準）に基づく積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により情報化施工技術を活用する場合には、情報化施工技術を活用する項目について設計変更の対象とし、農水省ガイドラインにおける工種別の規定に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

(3) その他

第2における各施工プロセスに係る費用については、次のとおりとする。

- ア 3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込）を徴収して費用を算定し、両者の差額を工事価格に一括計上する。
- イ 3次元設計データ作成については、歩掛見積り（諸経費込）を徴収して費用を算定し、工事価格に一括計上する。
- ウ 3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費や、ICT建機のリースに係る「システム初期費」等の経費は、農水省ガイドラインに基づき計上する。

エ TS等光波方式出来形管理技術に要する下記(ア)～(ウ)の費用は、レベル、巻き尺による従来の出来形管理に代わる費用であり、共通仮設費率に含まれることから、別途計上しない。

(ア) 出来形管理用TS等光波方式の機器に要する費用

(イ) ソフトウェアに要する費用

(ウ) その他出来形管理用TS等光波方式を用いた出来形管理に要する費用

また、基本設計データの作成に要する費用は、歩掛見積（諸経費込）等を参考に、工事価格に一括計上する。

（その他）

第10 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則（令和4年10月27日付け農計第444号）

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和6年9月6日付け農計第364号）

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年9月22日付け農計第340号）

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年9月8日付け農計第368号）

この要領は、令和8年10月1日から施行する。